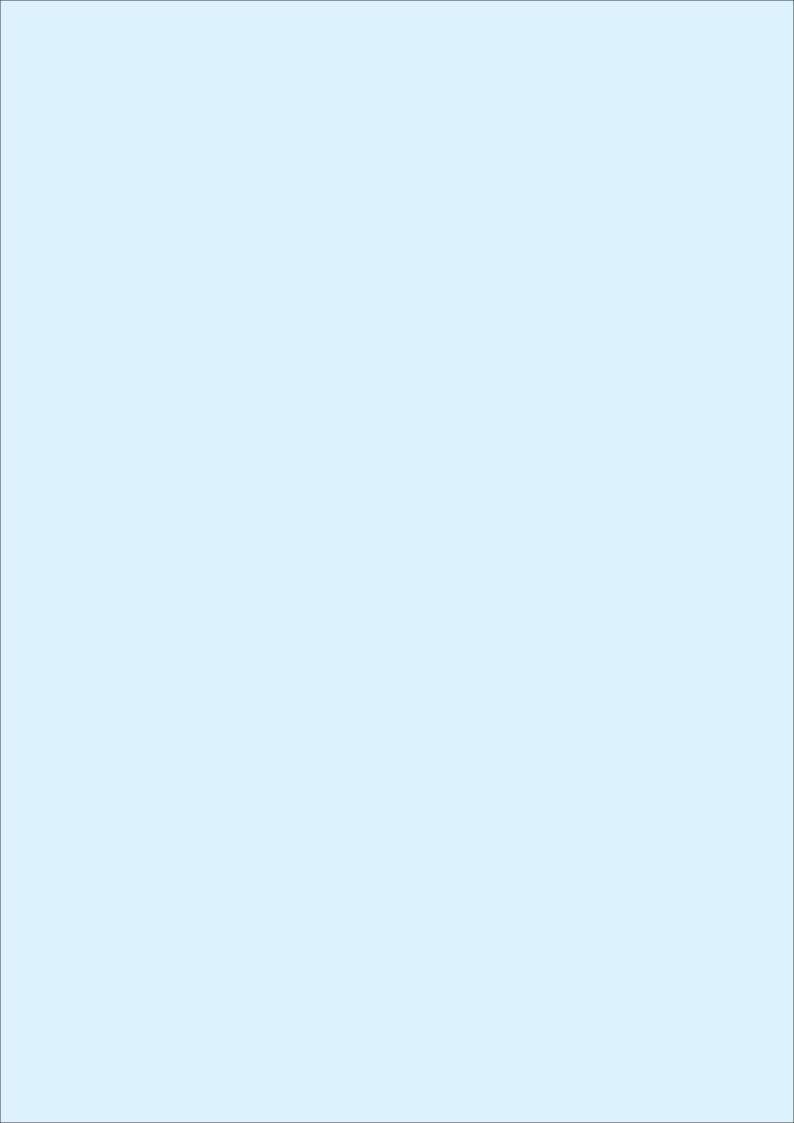
支部会員名掲示板使用 並びに管理規程



支部会員名掲示板使用並びに管理規程

東京税理士会武蔵野支部

この規程でいう会員とは次の者をいう。 支部規則第6条第2項の税理士会員及び同条第3項の税理士法人会員

1. 名称

東京税理士会武蔵野支部所属会員名掲示板

2. 位置

武蔵野税務署前

3. 管理者

支部長

4. 被掲示者の資格

支部会員

5. 資格の喪失(掲示の中止)

税理士法第43条又は第44条2号及び3号の処分を受けた者は、その期間中掲示を自動的に中止する。

6. 掲示の範囲

税理士会員の氏名及び税理士法人の名称

7. 掲示料

当支部入会に際しての施設負担金をもって充当する。

附 則

この改正規定は、令和4年12月15日から施行する。